

大阪市建築物環境性能表示 表示ラベルの改正案(修正版)について

<いただいたご意見と大阪市としての見解・方針>

No.	いただいたご意見	大阪市としての見解・方針
①	旧ラベルと新ラベルで評価項目の順番が変わっているが、同じ順番の方が良いのでは。	<ul style="list-style-type: none"> ・旧ラベルと新ラベルを比べて見る可能性は低い。 ・表示項目は旧ラベルの大項目として「CO2削減」「省エネ対策」「みどり・ヒートアイランド対策」という項目であったが、「省エネ対策」については、その中の評価項目としての「LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制」、「LR1-3 設備システムの高効率化」の評価をそのまま評価としているため、順番を下にした。
②	ラベルで「省エネ基準適合」と表示させているが、適合義務があり適合しているものと、適合義務はないが頑張っ適合しているものとの区別をするような工夫が必要では。	「省エネ適合」に関しては、チラシやホームページなどで説明を行う。
③	「自然エネルギー直接利用」はわかりにくい。自然採光・通風が主なので、直接入れても良いのでは。	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然エネルギー直接利用」とする。 ・内容については、チラシやホームページなどに表示の説明を載せることで理解を得るようにする。
④	自己評価であることの項目について、建築主、有効期限がなくなったが、どうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築主」は入れる。「有効期限」は抜く。 ・「評価は、CASBEE大阪みらいを利用した建築主の自己評価結果です。」とする。
⑤	「公表番号 平成〇年度 No.〇〇」自己評価で表示側に責任があるので、あえて公表番号は載せなくてもよいのでは。	「公表番号」を「受付番号」とする。
⑥	ラベルの表示のわかりやすい説明を書いたガイドブック、ちらしの作成(小学生が見てもわかるような)をお願いします。	チラシやホームページの作成を行う。
⑦	エネルギー削減率のバーチャートについて、「少ない」「多い」とあるが、エネルギー消費量を意味しており、削減率の「多い」「少ない」ではないので、混乱するのでは。	「エネルギー削減率」を「一次エネルギー消費量」とする。
⑧	「導入される環境配慮などの取組項目」について、「かまどベンチ」は環境配慮項目ではない。防災の評価をどこまで入れるか。	今回は最初の取組みであるので、事業者としてアピールしたい取組については、環境配慮以外の項目でも入れてもOKとする。

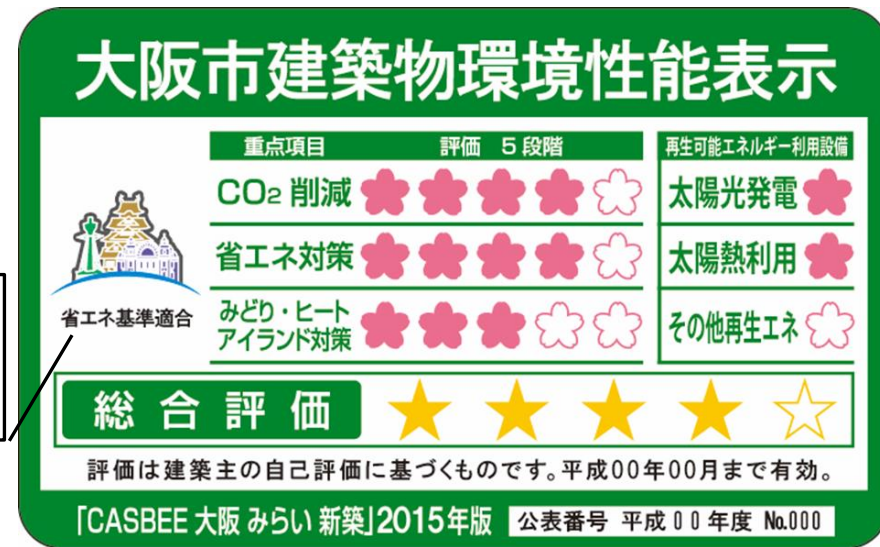
大阪市建築物環境性能表示 表示ラベルの改正案（修正版）について

広告物での表示

延べ床面積 2000 ㎡以上の新築・増改築において、販売等の広告を行う場合、広告物に表示ラベルを掲載することを義務づけ。（平成 24 年 4 月～）

広告物での表示ラベル改正案

表示ラベル（現行）



省エネ基準に適合した場合に表示

（広告物への表示寸法）縦 37mm×横 60mm 以上

表示ラベル（改正案）



文字を縮小

総合評価の欄を上部に

「標準」を追加

（広告物への表示寸法）縦 37mm×横 60mm 以上

重点項目	CO ₂ 削減	LR3-1 地球温暖化への配慮	→	変更なし
	省エネ対策	Q1-2.1.2 外皮性能		
		LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制	→	独立した項目に
		LR1-2 自然エネルギーの利用	→	独立した項目に
		LR1-3 設備システムの高効率化	→	独立した項目に
		LR1-4 効率的運用		
	みどり・ヒートアイランド対策	Q3-1 生物環境の保全と創出		
Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上		→	変更なし	
LR3-2.2 温熱環境悪化の改善				
再生可能エネルギー	太陽光発電	太陽光発電設備を導入しているか	→	1項目に統合
	太陽熱利用	太陽光熱利用設備を導入しているか		
	その他再生エネ	風力発電、地熱利用等の設備を導入しているか		

CO ₂ 削減	LR3-1 地球温暖化への配慮
みどり・ヒートアイランド対策	Q3-1 生物環境の保全と創出
	Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上
	LR3-2.2 温熱環境悪化の改善
建物の断熱性	LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制
エネルギー削減	LR1-3 設備システムの高効率化
太陽光発電	太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、地
その他再生エネ	熱利用等の設備を導入しているか
自然エネルギー直接利用	LR1-2 自然エネルギーの利用

※なお、工事現場表示（基本部分）と広告表示のラベリングは、大きさの違いのみで同一の内容とする。

工事現場での表示の義務化

延べ床面積 2000 m²以上の新築・増改築において、工事現場の見やすい場所に表示ラベルを表示することを義務化。（建築物環境計画書が平成 30 年 4 月 1 日以降に届出された分から。）

工事現場での表示ラベル案

基本部分



追加部分（任意）



大阪市 環境表示

検索

⑥

- ・基本部分は、広告物への表示と同じ内容とし、工事現場に必ず表示する。
- ・追加部分は、①「一次エネルギー消費量」、②「導入される環境配慮などの取組項目」を表示するものであり、工事現場に任意で表示できるものとする。
(①②項目は両方とも表示しても、1つだけ表示してもよい。)
- ・追加部分を表示する場合は、基本部分と追加部分が隣接するように表示する。
- ・表示サイズは、基本部分、追加部分それぞれ 縦 170mm×横 280mm 以上とする。(A4 用紙サイズ程度の大きさ)
- ・基本部分と追加部分の枠の色は同じとする。
- ・追加部分は、工事現場での表示だけでなく、広告に表示してもよい。

○一次エネルギー消費量

「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づき表示

○導入される環境配慮などの取組項目 自由記載。

取組項目の例

屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性 1.25 倍、免震、制震、非常用発電機、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンド など